

公 告 第 9 号

令和3年11月8日

J A S T 健 康 保 険 組 合

理事長

平林 武昭



令和3年9月30日現在の平均標準報酬月額について

令和3年9月30日現在の当組合の平均標準報酬月額を算定したので、公告いたします。

記

平均標準報酬月額	390,985 円
標準報酬月額	380,000 円

平均標準報酬月額とは、当組合の被保険者の標準報酬月額平均です。

この額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの任意継続被保険者の標準報酬を決定するのに使用されます。(健康保険法第47条)

以上